

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：令和2年8月28日（令和2年（行情）諮問第432号及び同第433号）

答申日：令和6年9月6日（令和6年度（行情）答申第342号及び同第343号）

事件名：労働者派遣法49条の3に基づき派遣労働者が申告した場合における指導監督に係る手法等について定めた文書の一部開示決定に関する件

労働者派遣法49条の3に基づき派遣労働者が申告した場合における指導監督に係る手法等について定めた文書の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別表2の1欄に掲げる4文書（以下、順に「本件対象文書1」ないし「本件対象文書4」といい、併せて「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした各決定について、審査請求人が開示すべきとし、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分については、別表2の4欄に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和2年3月2日付け厚生労働省発職0302第1号ないし同第4号により厚生労働大臣（以下「厚生労働大臣」，「処分庁1」又は「諮問庁」という。）が行った各一部開示決定（以下、併せて「原処分1」という。）及び同年2月10日付け大開第1-178号により大阪労働局長（以下「処分庁2」といい、処分庁1と併せて「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分2」といい、原処分1と併せて「原処分」という。）について、本件対象文書の不開示決定部分（ただし、原処分1の本件対象文書4についてはメールアドレスを除く。）を取り消し、開示決定（少なくともさらなる部分開示決定）を求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

(1) 審査請求書

ア 法5条6号柱書きは「国の機関・・・が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を不開示情報とし、同号イとして「監査，検査，取り締まり，試験又は租税の賦課若しくは徴収にかかる事務に関し，正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし，若しくはその発見を困難にするおそれ」を挙げる。

かかる法5条6号柱書きの「適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」は，行政機関の長に広範な裁量権限を与える趣旨ではなく，「支障」の程度は名目的なものでは足りず，実質的なものが要求され，「おそれ」の程度も単なる確率的な可能性ではなく法的保護に値する蓋然性が当然に要求される（特定書籍）。

行政の監査等に関する文書については，監査等機関の監督指導業務の実施方法，実施時期，投入業務量，監督指導等の対象の把握方法，法違反に対する措置の内容及び手順，災害調査の対象，監督復命書等の記載方法等が記載されていたとしても，全国斉一的かつ一般的な記載に留まる場合には，これらが開示されたところで，監督指導を受ける個々の事業主が，法違反の状況を放置し，同程度の違反を繰り返すなど，犯罪の予防に悪影響を与えるおそれが生じる情報であるとは認められず，また監督指導を受ける個々の事業主が，監督対象となることを免れようと事業場において関係者の口裏合わせを行い，正確な事実の把握を困難にしたり，または違法行為を容易にし，その発見を困難にするおそれが生じる情報とは認められないことから，法5条6号イには該当しないものとされるべきである（平成26年2月12日付け情報公開・個人情報保護審査会答申平成25年度（行情）答申第385号（以下「参考答申」という。）参照）。

イ 本件対象文書3及び本件対象文書4は，労働者派遣事業関係業務，需給調整事業に関する指導監督の方法等について記した文書であり，法5条6号イの行政の監査等に関する文書に該当する。

しかしながら，その大部分が法5条6号柱書き（諮問第432号のみ）及び同号イに該当するとして不開示決定（マスキング）されており，そのほとんどの内容を了知することができず，これでは適正な監督指導等の業務が遂行されているかどうかすら判明しない。その点を措くとしても，各文書に，監査等機関の監督指導業務の実施方法，実施時期，投入業務量，監督指導等の対象の把握方法，法違反に対する措置の内容及び手順，災害調査の対象，監督復命書等の記載方法等が記載されていたとしても，全国斉一的かつ一般的な記

載に留まるものも多数含まれているものと思われる。そこで、かかる部分については、不開示決定が取り消され、開示決定がされるべきである。

ウ 次に、本件対象文書1及び本件対象文書2は、平成27年10月1日施行の改正派遣法40条の8で定める、いわゆる直接雇用申込みみなし制度（派遣法40条の6）に係る厚生労働大臣の助言、指導、監督、公表等の措置に関し、厚生労働省（需給調整事業課長）から各都道府県労働局の需給調整事業部長ないし職業安定部長宛てに発出された、いわゆる行政通達である。

この点、いわゆる行政通達は、行政機関の長等がその所掌事務につき、指揮権に基づいて下級機関に出されるものであり（国家行政組織法14条2項参照、特定書籍）、行政機関が法を執行するにあたっての法解釈や遂行方法等が記載されるものである。

かかる法解釈や遂行方法については、つぶさに国民に明らかにされなければ、行政機関の法執行が適正になされているかどうかについて国民が監視することはできない。国民主権原理に由来する法の趣旨からすれば、行政通達は当然に全て開示されるべき性質の文書である。

また本件対象文書である各通達は、派遣法40条の8を適切に、かつ全国斉一的に執行するために発出されたものであり、これが開示されたところで、助言や指導監督等を受ける個々の事業主が、法違反の状況を放置し、同程度の違反を繰り返すなど、犯罪の予防に悪影響を与える具体的なおそれが生じるとは全く認められない。また、助言や指導監督等を受ける個々の事業主が、監督対象となることを免れようと事業場において関係者の口裏合わせを行い、正確な事実の把握を困難にしたり、または違法行為を容易にし、その発見を困難にする具体的なおそれが生じる情報とも認められない。

エ 以上より、本件対象文書の不開示決定処分は違法であるから、取り消されて開示決定処分（少なくともさらなる一部開示決定処分）がなされるべきである。

(2) 意見書

ア 不開示部分との関係で個別の不開示事由の特定がなされていないこと

(ア) 処分庁は、審査請求人が審査請求を行った4件の対象文書の不開示部分について、下記第3の1(3)イ(ア)aないしeの理由により、法5条6条イ(公にすることにより、監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、

若しくはその発見を困難にするおそれ次に掲げるおそれがあり、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある）とする。
(イ) しかしながら、前記のとおり本件審査請求の対象文書は4件あり、しかもその不開示部分は極めて多岐にわたっており（例えば、対象文書の1つである職業安定局需給調整事業課作成「指導監督マニュアル」は対象部分でも約400もあり、各不開示部分の記載内容によって下記第3の1(3)イ(ア)aないしeの理由は異なるはずである。また量の少ない「平成27年10月1日付け通達」についても、不開示部分は10箇所以上存する）、各不開示部分のどれに下記第3の1(3)イ(ア)aないしeの不開示の具体的理由があるのか、サッパリわからない。

処分庁自体、「本件対象文書ごとに法5条各号の規定に該当するか否かにより開示・不開示の判断をしており」としており（下記第3の1(3)ウ）、各対象文書ごと（また各不開示部分ごと）に、不開示理由を検討・判断していることを明らかとしているところである。

よって、貴審査会は処分庁に対し、まず各不開示部分の単位ごとに、抽象的にでもいかなる内容の記載がなされているのかを個別に明らかにさせ、その上で下記第3の1(3)イ(ア)aないしeのいずれの理由により不開示としたのか（複数に該当する場合もあるかもしれない）を個別に特定させた上で、審査請求人に反論の機会を与えるべきである（一覧表等にさせるのが望ましい）。

例えば、職業安定局需給調整事業課作成「指導監督マニュアル」の冒頭「目次」部分に、2箇所不開示部分があるが、これは単なる「目次」であるにもかかわらずなぜか不開示とされており、下記第3の1(3)イ(ア)aないしeのいずれに該当する情報であるとして不開示とされたのかはサッパリわからず、このままでは審査請求人にとっては何らの反論もできない。

イ 処分庁の抽象的な各不開示理由に対する反論

処分庁の理由説明書に対する詳細な反論は、上記アで述べた処分庁による不開示情報ごとの個別具体的な不開示理由の特定がなされてから反論をするが、以下、処分庁が理由説明書であげた抽象的な不開示理由に対し、現時点における反論を行う。

(ア) 下記第3の1(3)イ(ア)aないしdについて

処分庁は纏々述べているが、結局は、職業安定行政機関の行う監督指導業務の実施方法、実施時期、投入業務量、監督指導等の対象の把握方法、法違反に対する措置の内容及び手順、災害調査の対象、監督復命書等の記載方法等が記載されているため、これ

が明らかになると、取り締まられる側の事業主が情報を得て職業安定行政機関による事実の把握を困難にし、違反を逃れることを容易にする等である。

上記おそれを避けるべきということ自体は審査請求人も否定しない。

しかしながら、個々の不開示部分によっては、単に全国斉一的かつ一般的な記載に留まっているところもあると思われる。このような場合には、これらが開示されたところで、監督指導を受ける個々の事業主が、法違反の状況を放置し、同程度の違反を繰り返し行うなど、犯罪の予防に悪影響を与えるおそれが生じる情報であると認められず、また監督指導を受ける個々の事業主が、監督対象となることを免れようと事業場において関係者の口裏合わせを行い、正確な事実の把握を困難にしたり、または違法行為を容易にし、その発見を困難にするおそれが生じる情報とは認められないことから、法5条6号イには該当しないはずである。

(イ) 下記第3の1(3)イ(ア)eについて

a 処分庁は、派遣労働者の申告及び助言の求め等を端緒とした指導監督を行わない場合及びその結果の回答方法等が個別具体的に記載されているとして不開示とした部分があるとする。そして、これらを公にすると、申告等を行うかどうかを考慮している派遣労働者が、申告等を端緒として監督が行われた場合の履歴と、申告等を行ったとしても監督が行われない場合の不利益を比較衡量して、その結果、申告等を行うことをちゅうちょすることが否定できないとし、職業安定行政機関が行う監督指導のための重要な情報源が損なわれるおそれがある等述べる。

b しかしながら、「派遣労働者の申告及び助言の求め等を端緒として指導監督を行わない場合」を、マニュアルないし内部通達で明記すること自体、法的根拠のない不適正な運用である。

このような不適正な運用が記載されている部分が開示されたところで、「当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」はなく、不開示情報として保護する必要はない。行政機関の法執行が適正になされているかどうかについて国民が監視させることこそ国民主権原理に由来する法の趣旨であり、このような不開示事由は認められない。

c また申告に関する取扱いの情報については、取り締まられる側の事業主の対応を左右するものではないため、監督指導を受ける個々の事業主が、法違反の状況を放置し、同程度の違反を繰り返し行うなど、犯罪の予防に悪影響を与えるおそれが生じる情報で

あるとは認められず、また監督指導を受ける個々の事業主が、監督対象となることを免れようと事業場において関係者の口裏合わせを行い、正確な事実の把握を困難にしたり、または違法行為を容易にし、その発見を困難にするおそれが生じる情報とは認められないことから、法5条6号イには該当しないことは明らかである。

(ウ) 本不服審査手続について

なお本不服審査手続において、審査請求人は令和2年5月1日付け（同月8日受付）で審査請求を行ったにもかかわらず、貴審査会より処分庁の理由説明書が送付されこれが審査請求人に到達したのは、それから約4か月が経過した同年9月9日であった。

その上、貴審査会は、同理由説明書に対する審査請求人の意見書の提出期限について、令和2年9月29日と上記理由説明書到達後わずか20日後に設定している（しかも期間内に大型4連休を含むため12営業日しかない）。そのような短期間に設定するのであれば、処分庁の理由説明書の提出期限自体も同様に20日程度にしなければ明らかに当事者間の公平に反する。上記のような不公平な運用は改められるべきである。

本意見書に対し、処分庁側の反論等を求める場合は、上記と同様に20日程度（到達後12営業日程度）に設定されたい。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 理由説明書

(1) 本件審査請求の経緯

ア 審査請求人は、令和元年12月5日付け（同月9日受付（諮問第432号）、同月10日受付（諮問第433号））で、処分庁に対して、法3条の規定に基づき、「労働者派遣法49条の3により労働者より違法派遣や偽造請負、違法な労働者供給等の申告があった場合の調査方法や、指導方法、労働者に対する調査内容や結果の回答方法等について定めたマニュアルや内規等（毎年改訂されるものである場合には最新版）（労働者派遣事業関係事務取扱要領を除く）、ただし、労働者派遣、偽装請負、労働者供給に関する指導監督に係る頁に限る。」

（以下「開示請求対象行政文書」という。）に係る開示請求を行った。

イ これに対して、処分庁1が令和2年3月2日付け厚生労働省発職0302第1号から第4号により、処分庁2が同年2月10日付け大開第1-178号により、部分開示決定（原処分）を行ったところ、審査請求人はこれを不服として、同年5月1日付け（同月8日受付）で本件審査請求を提起したものである。

(2) 諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し、不開示の理由となる根拠条文を一部改めた上で、原処分を維持することが妥当であるものとする。

(3) 理由

ア 開示請求対象行政文書の特定について

処分庁においては、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。）49条の3の規定に基づき労働者派遣をする事業主又は労働者派遣の役務の提供を受ける者が、労働者派遣法又は労働者派遣法に基づく命令の規定に違反する事実がある場合に、派遣労働者が、その事実を厚生労働大臣に申告した場合において職業安定行政機関が行う指導監督に係る手法及び申告者への結果の回答方法等について定めた行政文書であって、最新版ないし労働者派遣、偽装請負、労働者供給に関する指導監督に係る頁に限るもの（労働者派遣事業関係業務取扱要領を除く）として、次の（ア）から（カ）に掲げる文書を開示請求対象行政文書として特定した。

- (ア) 平成27年10月1日付け職派需発1001第1号「労働契約申込みみなし制度に係る助言等について」（本件対象文書1）
- (イ) 平成31年2月14日付け職需発0214第1号「平成31（2019）年度における需給調整事業に係る指導監督の実施について」
- (ウ) 平成31年3月19日付け職需発0319第2号「労働契約申込みみなし制度に係る助言等について」（本件対象文書2）
- (エ) 令和元年11月6日付け職需発1106第1号「労働者派遣事業関係業務の取扱いについて」（労働者派遣、偽装請負、労働者供給に関する指導監督に係る頁に限る。）（本件対象文書3）
- (オ) 平成22年6月21日付け職需発0621第3号「需給調整事業に係る指導監督マニュアルについて」（最終改正平成31年3月29日付け職需発0329第13号）（労働者派遣、偽装請負、労働者供給に関する指導監督に係る頁に限る。）（本件対象文書4）
- (カ) 平成31年3月18日付け起案「平成31（2019）年度における需給調整事業にかかる指導監督の実施について」（原処分2のみ）

本件審査請求では、開示請求対象行政文書のうち、上記（イ）及び（カ）以外の行政文書（本件対象文書）の不開示決定部分（上記（オ）のメールアドレスを除く（原処分1に係る審査請求（諮問第432）のみ）。）を取り消し、開示決定（少なくともさらなる部分開示決定）を求めるものであることから、上記（ア）及び（ウ）から（オ）（本件対象文書1ないし本件対象文書4）までの行政文書の部分開示決定の妥当性について諮問を行うものである。

イ 不開示情報該当性について

(ア) 法5条6号イ該当性について

原処分において不開示とした部分のうち、別表2の本件対象文書1ないし本件対象文書4の2欄の(1)の各欄に掲げる部分は、次のaからeまでに掲げる事由により、当該部分は法5条6号イに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

- a 職業安定行政機関が指導監督を実施する基準及び優先順等の対象事業主の選定方法等が個別具体的に記載されており、これらを公にすると、どのような事業主に対しては指導監督が行われぬか知られてしまうおそれがあり、職業安定行政機関が行う検査に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあると認められる。
- b 職業安定行政機関が指導監督を実施する際に入手する資料、聴取対象者、聴取事項等、指導監督における調査手法や着眼点となる確認事項が個別具体的に記載されており、これらを公にすると、当該指導監督に際してどのような事項を重視し、また、軽視しているかを事業主が承知した上で対応してしまうおそれ(参考答申参照)があり、また、法違反の事実を隠蔽するおそれがあり、検査に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあると認められる。
- c 事業主が犯した法違反条項及び違反事実と、職業安定行政機関が通常下すこととなる判決内容との対応関係が個別具体的に記載されており、これらを公にすると、事業主に法違反条項及び違反事実を示して是正指導等を行った後、当該違反に対し、職業安定行政機関がおおむねどのように判断するかを事業主が承知した上で対応してしまうおそれ(参考答申参照)がある。また、法違反を認定する基準、違反認定の対象とならない例外的な取扱いが個別具体的に記載されており、公にすることにより、事業主が当該取扱いに該当することを主張し、職業安定行政機関が行う違反認定を免れることを容易にするおそれがある。これにより、職業安定行政機関が行う検査に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあると認められる。
- d 事業主に対する是正又は改善を求める期間、報告又は是正措置を促すための取扱い、事業主が法違反を是正しない場合の取扱いが個別具体的に記載されており、これらを公にすると、職業安定

行政機関が事業主に是正指導や是正督促を行ったにもかかわらず、事業主が法違反を是正しない場合に、職業安定行政機関がどのように処理するかを事業主が承知した上で対応してしまうおそれ（参考答申参照）、また、法違反の是正等に係る事業主の熱意や努力に悪影響を及ぼす等、是正指導等の効果が減殺されるおそれがあり、職業安定行政機関が行う検査に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあると認められる。

- e 派遣労働者の申告及び助言の求め等を端緒とした指導監督を行わない場合及びその結果の回答方法等が個別具体的に記載されており、これらを公にすると、申告等を行うかどうかを考慮している派遣労働者が、申告等を端緒として監督が行われた場合の利益と、申告等を行ったとしても監督が行われない場合の不利益を比較衡量して、その結果、申告等を行うことをちゅうちょすることが否定できず、職業安定行政機関が行う監督指導のための重要な情報源が損なわれるおそれ（参考答申参照）があり、職業安定行政機関が行う検査に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあると認められる。

(イ) 法5条6号柱書き該当性について

原処分において不開示とした部分のうち、別表2の本件対象文書3の2欄の(2)及び本件対象文書4の2欄の(2)の各欄に掲げる部分には、職業安定行政機関が行政事務において使用する電子メールアドレス及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則（昭和61年労働省令第20号）48条に規定する労働者派遣事業立入検査証の作成に係る具体的な手法（以下「検査証の作成手法」という。）等の情報が記載されており、これらの情報を公にすると、いたずらや偽計する等悪用し、また、行政機関の行う事務を妨害する目的をもって濫用される等、職業安定行政機関が行う検査に係る事務に関し、適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

したがって、当該部分は法5条6号柱書きに該当し、不開示とすることが妥当である。

ウ 審査請求人の主張について

審査請求人は、審査請求の理由として、審査請求書の中で上記第2の2(1)のとおり述べている。

本件審査請求においては、本件対象文書ごとに法5条各号の規定に

該当するか否かにより開示・不開示の判断をしており、一部を不開示とする具体的な理由については、上記イで述べたとおりである。

(4) 結論

以上のことから、諮問第432号については、本件対象文書のうち本件対象文書1及び本件対象文書2について、不開示の理由となる根拠条文を法5条6号イに改めた上で原処分を維持し、本件対象文書のうち本件対象文書3及び本件対象文書4については、原処分を維持することとし、諮問第433号については、不開示となる根拠条文を同号柱書き及びイに改めた上で、原処分を維持することが妥当であると考えます。

2 補充理由説明書

本件各諮問事件について、令和6年2月7日最高裁判所第三小法廷（令和5年（行ヒ）第434号）決定によって確定した令和5年8月29日大阪高等裁判所（令和4年（行コ）第131号）判決を踏まえ、諮問時に原処分を維持することが妥当として不開示とした部分のうち、別表1に示す箇所を新たに開示する。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件各諮問事件について、以下のとおり、併合して調査審議を行った。

- ① 令和2年8月28日 諮問の受理（令和2年（行情）諮問第432号及び同第433号）
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受（同上）
- ③ 同年9月10日 審議（同上）
- ④ 同月28日 審査請求人から意見書を收受（同上）
- ⑤ 令和6年5月24日 審議（同上）
- ⑥ 同年7月1日 諮問庁から補充理由説明書を收受（同上）
- ⑦ 同年8月9日 委員の交代に伴う所要の手續の実施、本件対象文書の見分及び審議（同上）
- ⑧ 同月30日 令和2年（行情）諮問第432号及び同第433号の併合並びに審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求に対し、処分庁は、本件対象文書を特定し、その一部について法5条6号柱書き（原処分1（諮問第432号）のみ。）及びイに該当するとして不開示とする原処分を行ったところ、審査請求人は、原処分の取消しを求めている。（審査請求人は、原処分1（諮問第432号）の審査請求書において、本件対象文書4のメールアドレスを審査請求の対象から除く旨主張しているが、原処分2（諮問第433号）の審査請求書においては、その旨の主張はしていないため、本件においては、当該メール

アドレスも審査の対象とする。)

これに対して諮問庁は、別表2の2欄のとおり、原処分1（諮問第432号）の本件対象文書1及び本件対象文書2の不開示理由を法5条6号イに（本件対象文書3及び本件対象文書4の不開示理由については同号柱書き及びイ）、原処分2（諮問第433号）の不開示理由を同号柱書き及びイにそれぞれ改め、不開示部分の一部（別表1）を開示するとした上で、その余の不開示部分（以下「不開示維持部分」という。）について原処分を維持することが妥当としていることから、以下、本件対象文書を見分した結果を踏まえ、不開示維持部分の不開示情報該当性について検討する。

2 不開示維持部分の不開示情報該当性について

(1) 別表2の3欄の通番1及び通番2（以下、単に「通番●」という。）

本件対象文書1は、厚生労働省職業安定局需給調整事業課長が各都道府県労働局の職業安定部長等に平成27年10月1日付けで発出した「労働契約申込みみなし制度に係る助言等について」と題する通達であり、本件対象文書2は、本件対象文書1の通達を廃止した上で、労働契約申込みみなし制度に係る助言等の取扱いについて、改めて定めた平成31年3月19日付けの通達である。

通番1及び通番2は、労働契約申込みみなし制度に係る助言・指導等を行うに当たっての着眼点、助言・指導等の内容等が具体的に記載されていると認められ、これらを公にすることにより、どのような場合に事業主に対し、労働契約申込みみなし制度に係る助言・指導等が行われるかなどの事情が明らかとなり、職業安定行政機関が行う検査に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあると認められる。

したがって、当該部分については、法5条6号イの不開示情報に該当するため、不開示とすることが妥当である。

(2) 通番3(1)

ア 本件対象文書3は、厚生労働省職業安定局需給調整事業課長が各都道府県労働局の職業安定部長等に令和元年11月6日付けで発出した「労働者派遣事業関係業務の取扱いについて」と題する通達である。

通番3(1)（下記イを除く。）は、労働者派遣事業関係業務に係る指導を行う際の着眼点、留意事項等が具体的に記載されていると認められ、これらを公にすることにより、事業主に対し、労働者派遣事業関係業務の助言・指導等を行う際に重視している事項等が明らかとなり、職業安定行政機関が行う検査に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあると認められる。

したがって、当該部分（下記イを除く。）については、法5条6号イ

の不開示情報に該当するため、不開示とすることが妥当である。

イ ただし、通番3の別表2の4欄の①ないし③は、行政指導に係る記載の一部であるものの、当該部分が事業主等に明らかになったとしても、その内容から職業安定行政機関が行う検査に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるとは認め難く、法5条6号イには該当せず、開示すべきである。

(3) 通番4 (1)

ア 本件対象文書4は、厚生労働省職業安定局需給調整事業課長が各都道府県労働局長に平成31年3月29日付けで発出した需給調整事業に係る指導監督マニュアルである。

通番4(1)(下記イを除く。)は、需給調整事業に係る指導監督を行う際の実施方法、着眼点、留意事項等が具体的に記載されていると認められ、これらを公にすることにより、事業主に対し、需給調整事業に係る指導監督を行う際に重視している事項、違反事項とそれへの対応、是正を求める場合の取扱い等が明らかとなり、職業安定行政機関が行う検査に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあると認められる。

したがって、当該部分(下記イを除く。)については、法5条6号イの不開示情報に該当するため、不開示とすることが妥当である。

イ ただし、通番4の別表2の4欄の①ないし⑥は、行政指導に係る記載であるものの、そのうち①及び③は一般的な方針の域を出ないものであり、②は一般的に申告を行った者において承知し得る内容と認められ、④は用語の一般的な意味を示しているにすぎず、また、⑤及び⑥は、原処分で開示されている内容又は厚生労働省が公表を行うことを想定しているものと同様の内容であると認められる。このため、これらを公にしても、職業安定行政機関が行う検査に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるとは認め難く、法5条6号イには該当せず、開示すべきである。

(4) 通番3(2)及び通番4(2)

通番3(2)及び通番4(2)は、職業安定行政機関が行政事務において使用する電子メールアドレスや、諮問庁が説明する立ち入り検査証の作成手法等が記載されていると認められ、これらを公にすることにより、いたずらや偽計等に使用され、通常業務に必要な連絡に支障を来し、また、行政機関の行う事務を妨害する目的をもって濫用されるなど、職業安定行政機関が行う事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとする諮問庁

の説明は否定し難い。

したがって、当該部分については、法5条6号柱書きの不開示情報に該当するため、不開示とすることが妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件各一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条6号柱書き及びイに該当するとして不開示とした決定については、審査請求人が開示すべきとし、諮問庁が同条6号柱書き及びイに該当するとしてなお不開示とすべきとしている部分のうち、別表2の4欄に掲げる部分を除く部分は、同条6号柱書き及びイに該当すると認められるので、不開示とすることは妥当であるが、同欄に掲げる部分は、同条6号イに該当せず、開示すべきであると判断した。

(第3部会)

委員 長屋 聡，委員 久末弥生，委員 葭葉裕子

別表 1（諮問庁が新たに開示する部分）

対象文書名	新たに開示
平成27年10月1日付け職派需発1001第1号「労働契約申込みみなし制度に係る助言等について」（本件対象文書1）	2頁7行目25文字目ないし31文字目，10行目2文字目ないし35文字目。6頁35行目。7頁2行目ないし3行目。
平成31年3月19日付け職需発0319第2号「労働契約申込みみなし制度に係る助言等について」（本件対象文書2）	3頁17行目ないし26行目。4頁33行目17文字目ないし34行目。5頁2行目ないし5行目，20行目ないし21行目，31行目ないし32行目。7頁19行目31文字目ないし22行目2文字目。8頁17行目6文字目ないし31行目。12頁4行目2文字目ないし31文字目，6行目2文字目ないし27文字目，10行目2文字目ないし29文字目。

別表 2 (不開示維持部分)

1 文書名	2 不開示維持部分 (根拠条文 (法5条))		3 通番	4 開示すべき部分
	(1) 6号イ	(2) 6号柱書き		
平成27年10月1日付け職需発1001第1号「労働契約申込みみなし制度に係る助言等について」(本件対象文書1)	不開示部分全て	—	1	—
平成31年3月19日付け職需発0319第2号「労働契約申込みみなし制度に係る助言等について」(本件対象文書2)	不開示部分全て	—	2	—
令和元年11月6日付け職需発1106第1号「労働者派遣事業関係業務の取扱いについて」(本件対象文書3)	(1) 右記以外の不開示部分全て	(2) 104頁5行目から18行目(原処分において開示された項番を除く。)	3	①77頁の25行目の不開示部分 ②79頁の5行目ないし6行目及び22行目の不開示部分 ③80頁の33行目の不開示部分
平成22年6月21日付け職需発0621第3号「需給調整事業に係る指導監督マニュアルについて」(最終改正平成31年3月29日付け職需発0329第13号)(本件対象	(1) 右記以外の不開示部分全て	(2) 77頁22行目2文字目から23行目 254頁16行目2文字目から22文字目 259頁38	4	①10頁の(2)の本文1行目の不開示部分 ②39頁の4行目の不開示部分 ③77頁(2)の本文6行目ないし8行目の不開示部分

<p>文書 4)</p>		<p>行目 2 文字目 から 2 2 文字 目 2 6 1 頁 4 行 目 1 7 文字目 から 3 7 文字 目 2 6 2 頁 2 4 行目 2 文字目 から 2 2 文字 目</p>	<p>④ 8 0 頁 (4) ア の本文 1 行目 8 文 字目ないし 3 1 文 字目及びイの本文 1 行目 8 文字目な いし 2 行目 ⑤ 2 5 3 頁 3 ③の 不開示部分, 2 7 0 頁の不開示部分 の 1 行目ないし 1 7 行目, 2 7 行 目, 2 7 1 頁の 2 行目ないし 4 行目 及び 1 3 行目ない し 1 9 行目, 2 8 1 頁, 2 8 2 頁 1 行目ないし 6 行 目, 1 6 行目ない し 1 9 行目, 2 8 3 頁の 1 行目ない し 1 0 行目, 1 6 行目ないし 2 2 行 目及び 3 2 行目な いし 4 7 行目, 2 9 2 頁, 2 9 3 頁 1 行目ないし 6 行 目, 1 2 行目ない し 1 5 行目, 2 9 4 頁の 1 行目ない し 1 7 行目, 2 3 行目ないし 3 8 行 目 ⑥ 4 6 4 頁 (2) の本文 1 行目ない し 1 6 行目</p>
--------------	--	--	--

- (注) 1 理由説明書の別表を基に, 当審査会事務局において作成。
2 頁数は, 本件対象文書の下部に記載されている各文書の頁数である。